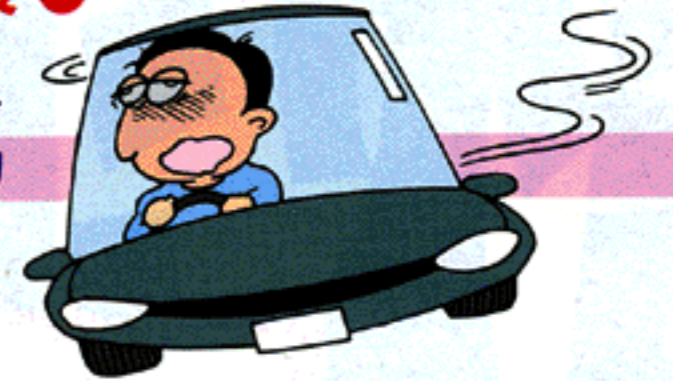


道路交通法一部改正

平成19年6月20日公布
公布の日から3か月を超えない範囲で施行

- 飲酒運転者・ひき逃げ犯人など悪質運転者に対する罰則強化 ●
- 飲酒運転を助長する者に対する罰則新設 ●

① 飲酒運転者に対する罰則強化



酒酔い運転

(飲酒量にかかわらず
酩酊状態で運転)

**5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金**

酒気帯び運転

(体内のアルコール濃度が呼気
1リットル中0.15mg以上)

**3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金**

呼気検査拒否

(呼気検査を拒否・妨害する行為)

**3月以下の懲役又は
50万円以下の罰金**

② 車・酒の提供者、同乗者に対する罰則を新設

同乗者

(飲酒運転の車に
要求・依頼して同乗)

●ドライバーが酒酔い運転の場合
→ **3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金**

●ドライバーが酒気帯び運転の場合
→ **2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



車両提供者

(酒気を帯びていて飲酒運転をするおそれのある者に車両を提供)

- ドライバーが酒酔い運転の場合
→ **5年以下の懲役又は100万円以下の罰金**
- ドライバーが酒気帯び運転の場合
→ **3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類提供者

(飲酒運転をするおそれのある者に酒類を提供)

- ドライバーが酒酔い運転の場合
→ **3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
- ドライバーが酒気帯び運転の場合
→ **2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

③ ひき逃げ犯人などに対する罰則強化



ひき逃げ

10年以下の懲役又は100万円以下の罰金

過労運転など

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

麻薬運転など

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

飲酒運転追放

「ハンドルキーパー運動」を
推進中です。

※ハンドルキーパー運動とは
自動車仲間と飲食店などに行く場
合に、お酒を飲まない
人(ハンドルキーパー)
を決め、その人が仲間
を自宅まで届ける運動
です。



④ 交通違反者・交通事故当事者の運転免許証提示義務の新設

※その他の主な改正点(公布の日から1年を超えない範囲で施行)

- 75歳以上の高齢運転者の自動車運転時に高齢運転者標識の表示義務付け
- 後部座席シートベルトの着用義務付け